

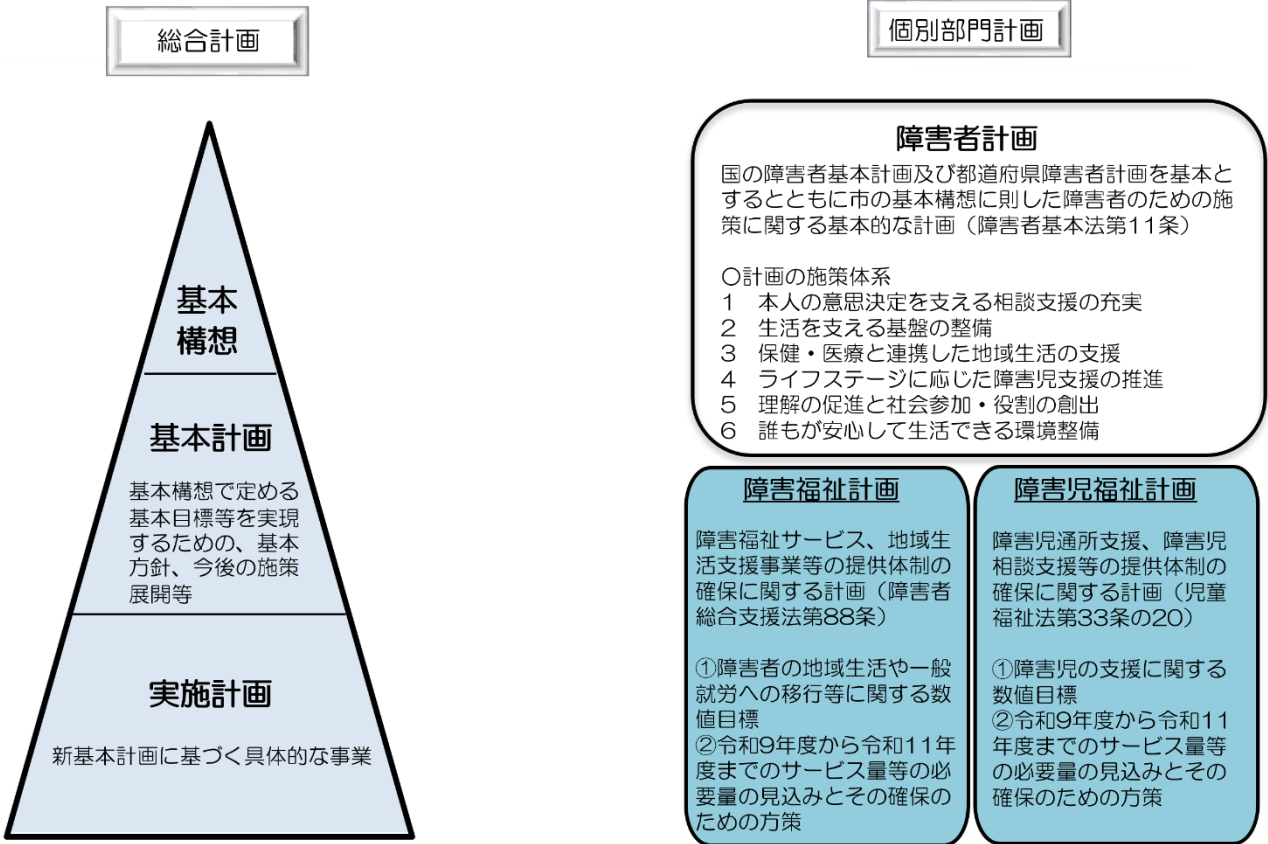
第7次障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定について

1 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものである。

また、この計画は、「新基本計画」を上位計画とする本市の障害者施策に関する個別部門計画である。

市の総合計画と個別部門計画（障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）との関係について



※中長期指針の考え方や取り組みは次期計画に溶け込ませる。

2 計画の期間

令和9年度から令和11年度までの3年間を計画期間とする。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
国の動き	第4次障害者基本計画 (平成30～令和4年度)		第5次障害者基本計画 (令和5～令和9年度)					第6次障害者基本計画 (令和10～令和14年度)		
	障害福祉計画・障害児福祉計画策定に かかる基本指針 令和2年改正			令和5年改正			令和8年改正			
市の動き	千葉市新基本 計画(平成24～ 令和3年度)	千葉市基本計画 (令和5～令和14年度)								
		第1次実施計画 (R5～7)				第2次実施計画 (R8～10)			次期実施 計画	
市の障害者関連計画等	千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針 (平成29～令和8年度)						第7次障害者計画 (R9～11)			
	第5次障害者計画 (R3～5)			第6次障害者計画 (R6～8)						
	第6期障害福祉計画 (R3～5)			第7期障害福祉計画 (R6～8)			第8期障害福祉計画 (R9～11)			
	第2期障害児福祉計画 (R3～5)			第3期障害児福祉計画 (R6～8)			第4期障害児福祉計画 (R9～11)			